

研究機関名：東北大学

受付番号： 2016-1-292
研究課題名 東日本大震災の高度救命救急センター受診動向への影響把握調査
実施責任者（所属部局・分野等・職名・氏名）： 災害国際科学研究所・災害精神医学分野・教授・富田博秋
研究期間 西暦 2016年 7月（倫理委員会承認後）～ 2021年 6月
対象材料 <input type="checkbox"/> 過去に採取され保存されている人体から取得した試料 <input type="checkbox"/> 病理材料（対象臓器名： ） <input type="checkbox"/> 生検材料（対象臓器名： ） <input type="checkbox"/> 血液材料 <input type="checkbox"/> 遊離細胞 <input type="checkbox"/> その他（ ） ■研究に用いる情報 ■カルテ情報 <input type="checkbox"/> アンケート <input type="checkbox"/> その他（ ） 対象材料の採取期間：西暦 2006年 4月～西暦 2016年 3月 対象材料の詳細情報・数量等： （対象疾患名や数量等の詳細を記すこと。多施設共同研究の場合は、全体数及び本学での数量等を記すこと。） 平成 18年 4月 1日から平成 28年 3月 31日までに東北大学病院高度救命救急センターに入院した方々9000名とする。
研究の目的、意義 大災害は、被災地域住民の心身に長期に渡って影響を及ぼすとされている。高度救命救急センターを受診する罹患者もその例外ではない。しかしながら、救命救急センターに搬送される患者において、救急搬送に至る要因と災害との関連については明らかとなっていない。 そこで、本研究では、東日本大震災の前後における高度救命救急センターの受診動向を調査し、震災との関連を明らかにすることを目的とした。
実施方法 平成 18年 4月 1日から平成 28年 3月 31日までに東北大学病院高度救命救急センターに入院した患者 9000名を対象とし、該当期間の診療データを用いる。診療データは、メディカル ITセンターにおいて、個人を特定できる情報から切り離した上で受領する。 東日本大震災の前後で、高度救命救急センターの受診動向に変化があったかどうかを、受診日、年齢、性別、配偶者の有無、居住地（地区名）、診断名、入院に至った理由から調査する。 本研究に対し協力拒否があった場合には、すみやかに対象から除外する。しかしながら、連結不可能匿名化後のデータについては、そのデータの性質上、協力拒否があったとしても、対象から除外することはできない。
研究計画書及び研究の方法に関する資料の入手・閲覧方法 本研究の目的や方法等に関する資料を入手、または閲覧を希望される方は、下記の連絡先までご連絡ください。個人情報及び知的財産の保障等に支障がない範囲内において、情報は開示いたします。

## 個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「本研究に関する問い合わせ・苦情等の窓口」

### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

## 個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】 <http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入しを情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】 <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合

## 本研究に関する問い合わせ・苦情等の窓口

災害科学国際研究所 災害精神医学分野 (022-717-7897) 担当：八木橋（研究支援員）